

特集 議会改革

町議会のあり方を

常に検討しています

町議会では、現在もより良い議会運営を目指し議会のあり方を検討しています。

そこで、今回、改めて議会改革の一環である議員定数削減の経過について、報告します。

そもそも市町村での議会議員の定数は、地方自治法第91条で人口規模により、その上限数（下表のとおり）が決められており、最終的に各市町村が条例により定めることになっていきます。最近の傾向として、大半の市町村では、条例で定める議員数を地方自治法で定められている上限数よりも少なくしています。

当別の人口は、今年7月1日現在で1万8千755人ですので、地方自治法上、22人が議員定数の上限です。

【町村での上限定数】

人口	上限定数
2千人未満	12人まで
2～5千人未満	14人まで
5千～1万人未満	18人まで
1～2万人未満	22人まで
2万人以上	26人まで

2名削減
町議会では、平成14年3月定例会で2名を削減する議員提案を可決し、平成15年4月の町議会議員選挙から適用し、22名としました。

その他の議会改革

議員の派遣

広く町民の意見を募り、多くの町民参加を促すために、法律で必ず置かなければならないもの以外の各種行政委員会への派遣を平成17年4月から廃止しました。

さらに5名削減

平成17年9月定例会でさらに5名を削減する議員提案を可決して平成19年4月の町議会議員選挙から現在の17名になりました。

議員定数の変更なし

17名になってからも議

会運営委員会では、適正な議会運営を目指して協議を継続しており、議員定数のさらなる削減をすべき」との意見が何人かの議員からありましたが、慎重に審議を重ねてきた結果、現時点では、これ以上の削減は、本会議、2つの常任委員会や2つの特別委員会のほか予算・決算委員会など、議会運営に支障をきたす恐れがある」との主な理由から「17名のまま」という結論に達しました。

道外研修

平成18年度から凍結しています。

会派制

平成15年6月から会派制を導入し、22年7月1日現在、緑風会、清流、公明党の3つの会派があります

常任委員会数の減

平成19年5月の議員定数の削減にともない、常任委員会の所管を広げ、1つの常任委員会につき8名の議員で慎重審議を行うことにして常任委員会の数を3つから2つに減らしました。

一般質問

平成17年3月定例会から質問席を現在の対面方式にしました。

政務調査費

平成15年度から議員一人あたり年額12万円を交付していましたが、平成19年度から21年度まで凍結しました。

質問形式

平成17年3月定例会から町長の町政執行方針、教育長の教育行政執行方針への質問形式を議員個人の単位から会派毎にそれぞれの代表者が質問することにしました。

議員手当

費用弁償のうち、委員会等に出席した場合に支給されていた日当はすべて廃止しました。

期末手当

平成15年度から減額をしており、19年度の50%減をピークに平成15～17年度まで20%減、18年度は25%減、20年度は40%減、21～22年度は10%の減額を実施しています。

【議員の報酬額】

議長職	31万円
副議長職	26万円
委員長職	24万8千円
議員	24万円

町議会ではこれからより良い議会運営を目指して、議員定数や常任委員人数、議員手当などの検討を議会運営委員会などでの協議を進めていきます。